

2020年1月27日

各 位

株式会社宮崎太陽銀行

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の一部改定について

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、下記のとおり、「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の一部改定を行いますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新約款は改定前よりお取引きいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定約款

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」

2. 改定日

2020年2月3日（月）

3. 改定内容

附則への内容追加

成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画推進部 資産運用サポートグループ 福田
TEL 0985-60-6226 FAX 0985-60-7064